

時効の起算日

事由	時効の起算日
保険料等の徴収	納期限の翌日
保険料等の還付	過納または誤納となった日の翌日 ※1
療養費	療養に要した費用を支払った日の翌日
高額療養費	診療を受けた月の翌月の1日
移送費	移送に要した費用を支払った日の翌日
傷病手当金	労務に服することができなかった日ごとにその翌日
出産育児一時金	出産の日の翌日
葬祭費	葬祭を行った日の翌日

※1 被保険者が事業主に対して過納した場合等の債権は10年間行使しないときに消滅します。